

パブリックコメント

制度で

市民の皆さんのお声を、お聴かせください。

募集期間

令和7年(2025年)
12月26日(金)から
令和8年(2026年)
1月30日(金)まで

パブリック・コメント制度は、市が計画や条例を策定するときに、市民の皆さんから広くご意見をお聴きし、一緒に考え、決めていくという制度です。(宝塚市市民パブリック・コメント条例)

宝塚市地域福祉計画(第4期)【案】

～すべての人が互いを認め合い、支え合い、
共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚～

市民のご意見を募集しています

全市民が安心して暮らせる地域を作る計画

地域福祉計画は、住む人、働く人、関わる人など、あらゆる人が幸せに生きられるまちにするために作っています。

様々な人がつながり、ともに取組を進めていくことで、もっと宝塚市を住み良いまちにしていきましょう。



(お問い合わせ先)

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市役所 健康福祉部 地域福祉課
Tel 0797-77-0653 Fax 0797-71-1355

宝塚市地域福祉計画（第4期）【案】への意見募集について

I 地域福祉計画とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域住民、事業者、地域で活動する団体、行政などの様々な主体が連携・協働して、地域の生活課題に対して地域全体で支え合って解決する仕組みづくりや関係づくりをいいます。

「地域福祉計画」は、この地域福祉の取組を計画的に推進するための計画で、社会福祉法では、各分野の福祉計画の上位計画と位置づけられていて、福祉の共通理念を掲げるとともに、共通基盤を定める計画となっています。

宝塚市地域福祉計画（第3期）の計画期間が令和7年度で終わることから、同計画（第4期）を策定し、令和8年度から5年間の取組方針等を定めます。

2 宝塚市地域福祉計画（第4期）【案】策定の経過

この計画【案】の策定にあたり、令和7年（2025年）6月に社会福祉審議会に計画策定に関する諮問を行いました。これを受けて、社会福祉審議会において同年6月から10月に6回の審議を実施しました。

社会福祉審議会は知識経験者2人、福祉団体の関係者1人、民生委員・児童委員2人、公共的団体などの代表者2人、公募による市民2人及び関係行政機関の職員1人の計10人で構成されていますが、このたびの計画策定にあたっては、臨時委員7人を新たに委嘱し、小委員会を立ち上げて審議を行いました。委員名簿は別添のとおりです。

また、福祉活動者へのアンケートや市内の社会福祉法人等の専門職へのヒアリングを実施し、関係者・関係団体の意見の反映に努めています。

※計画【案】本編の資料編に、策定にあたっての調査・会議等の概要を掲載しています。

3 宝塚市地域福祉計画（第4期）【案】のポイント

(1) 趣旨・目的・背景

15年後の令和22年（2040年）を迎える頃、宝塚市は、高齢化率が41%、15歳から64歳の生産年齢人口といわれる層は50%を下回る見込みです。これから誰も経験したことのない超高齢社会を迎えることになります。

このような少子高齢化の進行をはじめ、単身世帯の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化に伴い、社会的孤立、生活困窮、世帯の複合課題など、対応すべき様々な生活課題が増加する中、地縁組織も縮小の一途をたどり地域における支え合いの基盤が弱体化しています。更に、労働力人口が減少するため、今後、福祉サービスを担う専門職など、あらゆる分野で人手不足が一段と深刻化していきます。

これらの中長期的な社会の変化を見据え、地域福祉の推進により目指すことは、地域共生社会の実現です。「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画して、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに作っていく社会のことです。

つまり、この地域福祉計画では、住む人、働く人、関わる人など、あらゆる人の幸福を追求していくために、様々な人がつながり、連携や協働を進めていけるよう、分野を超えて取り組む方向性を定めています。

(2) 考え方・論点

福祉の共通基盤をより強固にするため、次の4つの目標を定め、その実現のために15の施策を掲げています。

- 基本目標Ⅰ 市民一人一人の社会的包摶に対する意識の向上
- 基本目標Ⅱ 誰もが活躍できる機会づくり
- 基本目標Ⅲ 多様な主体の連携による地域力の向上
- 基本目標Ⅳ 包括的な相談支援体制の充実

いずれも、第3期の内容を継承しながら、更なる発展や充実を目指し、第4期では、相談支援に携わる支援者間の連携強化策を打ち立てるとともに、福祉以外の分野との連携・協働を促す取組を増やしています。

また、第4期から新たに、犯罪や非行をした人の立ち直り支援に関する「再犯防止推進計画」と、本人の意思決定を支援する成年後見制度の利用支援に関する「成年後見制度利用支援計画」の内容を盛り込み、3つの計画を一体的に策定しています。

4 意見募集の目的

宝塚市地域福祉計画（第4期）[案]策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画[案]に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。

なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① 宝塚市地域福祉計画（第4期）[案]に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ 宝塚市地域福祉計画（第4期）の概要版[案]
- ④ 宝塚市地域福祉計画（第4期）[案]

5 宝塚市地域福祉計画（第4期）[案]の公表方法について

パブリック・コメントの計画書[案]の概要版・本編は、市ホームページに掲載し、市の窓口で配布しています。

- (1) 市ホームページ(<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

健康福祉部 地域福祉課のページで公表しています。

右の二次元コードからアクセスするか、トップページから次のいずれかの検索方法にてアクセスしてください。

【検索方法】

ア サイト内検索「地域福祉計画 第4期」を入力

イ ページID検索「1061707」を入力



↑二次元コード

- (2) 市の窓口

市役所(2階の地域福祉課・市民相談課)、各サービスセンター・サービスステーション、総合福祉センター、健康センター及びフレミラ宝塚で配布しています。

6 意見の募集期間

令和7年(2025年)12月26日(金)から 令和8年(2026年)1月30日(金)まで

7 意見の提出方法

(1) 意見提出用紙による提出

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載し提出してください。任意の用紙で提出する場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

市役所地域福祉課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和8年（2026年）1月30日必着とします。

※正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

(2) 電子申請による提出

市ホームページの「健康福祉部 地域福祉課」のページに入力フォームがありますので、必要項目に入力して送信してください。

5-(1)と同様に検索するか、右の二次元コードから直接、入力フォームにアクセスできます。



↑二次元コード

8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665(住所記載不要)「宝塚市役所 健康福祉部 地域福祉課」

電話番号 0797-77-0653(直通)

ファクシミリ 0797-71-1355

エル

電子メールアドレス m-takarazuka0277@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所 健康福祉部 地域福祉課は、宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所本庁舎2階です。

9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。

提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページに掲載するほか、市役所（2階の地域福祉課・市民相談課）、各サービスセンター・サービスステーション、総合福祉センター、健康センター及びフレミラ宝塚で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

10 個人情報等の取扱について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。

令和7年度 宝塚市社会福祉審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考	小委員会構成委員
市内の公共的団体等の代表者	永崎 正幸	宝塚市自治会連合会 副会長		○
	井上 聖	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会 会長	~令和7年(2025年) 7月	○
	志方 龍	宝塚市障害者(児)団体連絡協議会 副会長	令和7年(2025年) 7月 ~	○
民生委員	福住 美壽	宝塚市民生委員・児童委員連合会 会長		○
	長岡 恵美	宝塚市民生委員・児童委員連合会 常任理事		
福祉団体の関係者	福本 芳博	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 理事長	~令和7年(2025年) 6月	
	木本 丈志	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 副理事長	令和7年(2025年) 6月 ~	
知識経験者	藤井 博志	関西学院大学人間福祉学部 教授	審議会会长 小委員会委員長	○
	松岡 克尚	関西学院大学人間福祉学部 教授		
関係行政機関の職員	野原 秀晃	兵庫県宝塚健康福祉事務所 所長		
公募による市民	沼田 満美子	市民		
	伊藤 恵美子	市民		
臨時委員	柴田 学	関西学院大学人間福祉学部 准教授		○
	加藤 富三	宝塚市未成小学校地域まちづくり協議会 会長		○
	川勝 陽一	宝塚市保護司会 副会長		○
	大西 登司恵	宝塚市社会教育委員の会議委員 宝塚市子ども審議会委員、ボランティア活動者		○
	安田 慶	宝塚市社会福祉法人連絡協議会 代表		○
	太田 昌憲	社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会 生活支援コーディネーター		○
	吉川 和幸	宝塚市高齢者・障害(がい)者権利擁護支援センター 所長		○

宝塚市地域福祉計画（第4期）〔案〕に対する意見

○氏名または名称 _____

○住所または所在地 _____

※ 住所が市外の場合は、次のうち該当するものにチェックを入れてください。

市内在勤 市内在学 その他

○連絡先(電話番号) _____ (メールアドレス)_____

※ 上記の記述がないものや正確に記載されていない場合は受付できません。

※ この枠内の情報は公表しません。また、上記の個人情報につきましては、厳正に保管し、他の目的に使用、提供しません。

【意見】

※ 該当する項目を選んでください。

宝塚市地域福祉計画（第4期）〔案〕の全般に関すること

特定の部分に関すること

_____ページの_____行目からの部分

※用紙が足りない場合は、お手数ですが、コピーして作成くださいますようお願いします。

その場合、2枚目以降の上段枠内は、氏名のみご記入ください。

【意見締切り】令和8年（2026年）1月30日（金）必着

【お問い合わせ・提出先】宝塚市役所 健康福祉部 地域福祉課 （地域福祉課は、市役所本庁舎2階です。）

〒665-8665 宝塚市東洋町1-1

TEL：0797-77-0653 FAX：0797-71-1355

E-mail：m-takarazuka0277@city.takarazuka.lg.jp